

(お知らせ)

令和2年12月16日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：保健福祉局医療衛生推進室

電話：075-222-4244

新型コロナウイルス感染症患者の退院及び入院勧告の解除について

本市において発表しました新型コロナウイルス感染症患者について、厚生労働省の退院に関する基準に合致し、下記のとおり29名について退院又は入院勧告が解除されましたので、お知らせします。

記

事例	退院又は入院勧告解除の日
本市1537例目	12月7日
本市1790例目	12月8日
本市1860例目	12月9日
本市1851例目	12月10日
本市1832例目	12月11日
本市1926例目	12月12日
本市1939例目	12月12日
本市1909例目	12月13日
本市1935例目	12月14日
本市1960例目	12月14日
本市1962例目	12月14日
本市1882例目	12月15日
本市1898例目	12月15日
本市1980例目	12月15日
本市1985例目	12月15日
本市1994例目	12月15日
本市2004例目	12月15日
本市2049例目	12月15日

事例	退院又は入院勧告解除の日
本市2054例目	12月15日
本市2062例目	12月15日
本市2087例目	12月15日
本市2092例目	12月15日
本市2112例目	12月15日
本市2113例目	12月15日
本市2157例目	12月15日
本市2160例目	12月15日
本市2207例目	12月15日
本市2271例目	12月15日
本市2280例目	12月15日

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1 発症日*¹から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後*²24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

* 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の場合

原則として次の1に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の2に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- 1 発症日から10日間経過した場合
- 2 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日*¹： 患者が症状を呈し始めた日。無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日。

症状軽快*²： 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。